

上東門院爲一條院女御之時、帳中ニ犬子不慮之外ニ入天有達見付給、大ニ奇恐被申入道殿道長入道殿召匡衡テ密々令語此事給ニ、匡衡申云、極御慶賀也ト申ニ、入道殿何故哉ト被仰ニ、匡衡申云、皇子可令出來給之徵也、犬ノ字ハ是點ヲ大ノ下ニ付バ太ノ字也、上ニ付レバ天ノ字也、以之謂之、皇子可出來給、サテ立太子、次ニ至天子給歟、入道殿大令感悅給之間、有御懷姫、令奉產後朱雀院天皇也、此事秘事也、退席之後、匡衡私令勘件字天令傳家云々、

〔十訓抄七〕四條大納言公任○藤原寛弘二年の此月ごろうらみのありて、出仕も玄給はす、大納言辭退し申さんとせられけるに、匡衡を招て辭表を奉らんと思間、時英齊名以言等に逃へしむといへども、猶心に不叶、貴殿ばかりに書ひらかれんと思といはれければ、匡衡なまじゐにうけとりて、家に歸て愁嘆の氣色あり、時に赤染衛門何事をとたづねるに、かゝる事なり、後輩は才學優長也、玄かるをそれにもさりて、書のべん事、きはめて有がたしと答へければ、赤染打案じて、彼人ゆ、しく矯飾ある人也、わがみの先祖やんごとなきものにて有ながら、沈淪の旨をかゝる歟、早く此旨を書べしと云、匡衡かの輩の草を見るに、實に其趣なし、尤玄かるべしとて、打立に云、臣は五代の太政大臣の嫡男也、曩祖忠仁公より以來と云より次第にかぞへあげて、我身の沈める由を書て持て行所に、感嘆して悦べる氣色なり、仍は用ひられけり、

〔枕草子十二〕雪いとたかく降たるを、れいならず、御格子まいらせて、すびつに火おこして、もの語などしてあつまりさふらふに、少納言よ、かうろほうの雪はいかならんと仰られければ、みかうしあげさせて、みす高くまきあげたれば、わらはせ給ふ人々も皆さる事は玄り歌などにさへうたへど、思ひこそよらざりつれ、猶此宮の人にはさるべきなめりといふ、

〔古事談六亭宅諸道〕入道殿道長○藤原被造東三條之時、有國原奉行之、西ノ千貫之泉透廊南へ長ク差出タル中程一間不打上長押、殿下御覽之、ナド不打長押哉、下モ土ニテ弱々ト被仰ケレド、無何申